



最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について

（令和4年12月13日消防危第275号）

感染症等申請者等の責によらないやむを得ない事由による繰り返し承認やドライコンテナ等による仮貯蔵を認めることとして「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成4年6月18日付け消防危第52号）を改正しました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki275.pdf

危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について

（令和4年12月13日消防危第277号）

危険物輸送時における事業者間の情報共有について、関係業界団体に依頼していることをお知らせしました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213_kiho_277.pdf

ドライコンテナによる危険物の貯蔵について

（令和4年12月13日消防危第283号）

ドライコンテナ（危険物を収納し、施錠により容易に開封できないものに限る。）による危険物の貯蔵に係る運用について取りまとめました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki283.pdf